

<論 文>

いわゆる「2018年徴用工判決」に対する国際法上の考察
— 条約解釈を中心に —

李 炳 潔

A study on International law in Judgment 2018 of the Supreme Court of
Korea concerning “Korean wartime laborers cases”:
Focusing on the interpretative techniques

LEE, Byungchan

This paper examines the issues of international law in the Judgment of the Supreme Court of Korea concerning Korean wartime laborers. In October and November 2018, the Court ordered that two Japanese firms must pay compensation to Korean wartime laborers. The Court interprets that the individual claims to illicit acts against humanity or colonial rules have not been settled by the 1969 Japan-Korea Claims Settlement Agreement. However, while the Court interprets the Agreement that is an international treaty, the logical process of interpretation is too much domestic rather than international. The Judgment is inappropriate under international law and thus need to be reviewed critically. On the other hand, the Judgment has suggested in recent trends in the field of international human rights law and international humanitarian law, so future developments are noteworthy.

Keywords : International law, Treaty interpretation, 1969 Japan-Korea Claims Settlement Agreement, Judgment 2018 of the Supreme Court of Korea, Korean wartime laborers

キーワード : 国際法、条約解釈、日韓請求権協定、2018年大法院判決、徴用工

1 はじめに

2018年10月に新日鉄住金、また同年11月に三菱重工業に対して、戦争中に働かされた韓国人の元徴用工らに関する判決が韓国の大法院において立て続けに出された。両事件において最も争点となったのは、日韓の間で1965年に結ばれた「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」（以下、請求権協定）にも関わらず、原告である元徴用工の人たちに損害賠償請求権があるか、もしくは行使できるかであった。結論から先に述べると、大法院は被告である両日本企業は賠償責任を負うという判決を出している。

この判決の直後、韓国政府は三権分立を理由に大法院の判決を尊重するという立場を繰り返して公表しており¹⁾、韓国政府の公式な説明としては、当該判決が請求権協定を否定するものではないが、損害賠償に関する請求権が消滅したわけではないことを確認したということである。その一方、日本政府は当該判決が「日韓の友好関係の法的基盤を根本から覆すもの」であるとして、強硬に反発している²⁾。その後抗議を続けてきた日本政府は、2019年5月20日時点で請求権協定第3条に基づく仲裁委員会の設置を求める文書を正式に韓国側に渡しており³⁾、これに対して韓国政府は慎重に検討するという立場を示したのみであった⁴⁾。

その後2019年6月19日、韓国政府は日韓両国の企業が自主的に財源を作り、原告への慰謝料の支払いに充てる案を日本側が認めるのを条件に、日韓請求権協定に基づく2国間協議に応じることを検討する用意があると発表するも、日本政府は日韓両国の法的基盤を損なう国際法違反状況を是正することにはならないとして、この提案を断った⁵⁾。

このように、日本政府は韓国大法院判決が国際法を違反していると主張しているのに対して、韓国政府は大法院判決の結論を尊重する姿勢を示している。日韓の間には請求権協定の解釈を巡り、「法または事実の論点に関する不一致、法的見解または利益の衝突」が存在しており⁶⁾、一方当事国である日本政府によって「積極的に反対されていることが示され」ているため⁷⁾、国際法上の意味する「紛争」が存在することは明白である。韓国政府は三権分立を理由に司法部の判断を尊重せざるを得ないという立場を見せているものの、紛争の対象となるものが請求権協定という国際条約である以上、その解釈と紛争は条約法に関する一般規則に従い「憲法体制及び社会体制のいかに問わ」ないため（1969年条約法に関するウィーン条約（以下、条約法条約）前文）、三権分立は韓国大法院の判決が紛争の原因と対象になることを退ける根拠にはなり得ない⁸⁾。日本政府が提案した仲裁委が設置されるかどうかは執筆している時点では定かではないものの、いずれにしても、紛争の原因・対象となる韓国大法院の判決を国際法上の観点から考察することには意味があると思われる。

本稿は、二つの大法院判決を簡潔にまとめた上で、国際法上の争点を考察することを目標とする。いくつか断っておきたいことは、本稿の目的はあくまでも二つの大法院判決で見られる

国際法上の争点を考察し、条約解釈という観点から評価することであって、事実に対する政治的あるいは歴史的な評価をすることではないということである。したがって、本稿に登場する様々な「用語」の問題、例えば「徴用工」であるか「強制労働者・強制徴用者」であるか、「日韓」であるか「韓日」であるかなどの用語の使い方に関して、いかなる価値判断もしていないし、するつもりもない。本稿が日本語で書かれた日本語論文である以上、他の日本語論文において一般的に見られる用語の使い方に従っているまでである。また「現実に強制労働があったか」などの事実関係を述べ、分析し評価することも本稿の目的とすることではない。そのような問題に関する詳細な分析と評価には、より適切な研究資料と文献があると思われる。

2 事実関係・訴訟経緯と判決要旨

1) 新日鉄住金事件⁹⁾

(1) 事実関係と訴訟経緯

原審及び大法院によって確定された事実関係を要約すると以下の通りである。

①原告1、2は1943年9月頃、平壤で旧日本製鉄の工具募集広告を見て志願・合格し、大阪所在の製鉄所で働くも、旧日本製鉄は1、2の同意なしに彼ら名義の印鑑と通帳を作りこれに入金し、宿舍の舎監に保管させた。1945年6月頃、1、2は国民徴用令により咸鏡道清津市^{Hamgyeong-doChongjin}に配置され製鉄所建設に動員されるも、同年8月ソ連軍の攻撃によりソウルへ避難した。

②原告3は1941年報国隊として動員され釜石所在の旧日本製鉄の製鉄所で労役することになった。3は1944年徴兵され、神戸の部隊で米軍捕虜監視員として働かされる。3は日本敗戦後に韓国に帰国した。

③原告4は1943年1月頃、^{Gunsan}群山府（現在の群山市）の指示により八幡所在の旧日本製鉄の製鉄所で労役することになった。敗戦後、帰国せよという旧日本製鉄の指示により韓国に帰国する。

④敗戦後旧日本製鉄は日本政府の指示により、1946年と1947年にかけて、1を被供託者として給料など495.52円、2を被供託者として給料など467.44円、3を被供託者として預貯金23.8円、4を被供託者として50.2円を大阪供託所に供託した。

その後、原告1・2は1997年から日本国内で新日本製鐵に対して未払賃金ないし相当損害金、慰謝料、弁護士費用の支払と謝罪文の交付を、日本国に対して未払賃金相当損害金、慰謝料、弁護士費用の支払と謝罪文の交付をそれぞれ求めるも、いずれも大阪地方裁判所¹⁰⁾、大坂高等裁判所¹¹⁾、最高裁判所¹²⁾すべてにおいて棄却された。

その一方で、原告1・2は原告3・4と共に2000年から韓国国内で新日本製鐵に対して未払賃金相当損害金、慰謝料、弁護士費用の支払と謝罪文の交付を求める訴訟を提起するも、ソウル地方裁判所¹³⁾とソウル高等裁判所¹⁴⁾は消滅時効の完成を理由に敗訴判決を下した。しかし

2012年、上告審の大法院は破棄差戻しを命じ¹⁵⁾、これを受けて原告らが未払賃金相当損害金の請求は取り下げると、差戻し後の原審であるソウル高等裁判所（以下、原審とはこれを指す）は差戻し命令の趣旨に従い被告の慰謝料責任を認めた¹⁶⁾。被告はこの判決に不服とし再上告するも、大法院は被告からの上告理由をすべて棄却し、原審を確定する判決を出した（以下、大法院判決とはこれを指す）。

2) 三菱重工業事件¹⁷⁾

(1) 事実関係と訴訟経緯

原審及び大法院によって確定された事実関係を要約すると以下の通りである。

①本件の原告らは1944年8月から10月頃、国民徴用令により広島所在の旧三菱機械製作所と造船所で労務することになった。

②1945年8月6日米国による広島原爆投下により原告らの内2名が鉄破片とガラス破片による傷を負い、残り2名は無事なまま、日本敗戦後韓国に帰国した。

その後、原告らは1997年から日本国内で日本国・三菱重工業・三菱に対して精神的損害に対する賠償を求めるとともに、三菱及び三菱に対して、旧三菱の未払賃金等の支払を求め、いずれも広島地方裁判所¹⁸⁾、広島高等裁判所¹⁹⁾、最高裁判所²⁰⁾すべてにおいて棄却された。

その一方で、原告らは2000年から韓国国内で三菱重工業に対して精神的損害に対する賠償と共に未払賃金等の支払を求め、プサン地方裁判所²¹⁾、プサン高等裁判所²²⁾は消滅時効の完成を理由に敗訴判決を下した。しかし2012年、上告審の大法院は破棄差戻しを命じ²³⁾、これを受けて原告らが未払賃金相当損害金の請求は取り下げると、差戻し後の原審であるプサン高等裁判所は差戻し命令の趣旨に従い被告の慰謝料責任を認めた²⁴⁾。被告はこの判決に不服とし再上告するも、大法院は被告からの上告理由をすべて棄却し、原審を確定する判決を出した。

上告理由・判旨共に新日鉄事件とほとんど同じであり、大法院が新日鉄事件判決の法理に従い原審を確定しているため、本判決の内容に関しては新日鉄事件判決と併合して論じることにする。

3) 判決の主要内容

原告1、2が本件訴訟の前に日本で同一の訴訟を提起し敗訴確定されており、この日本判決の効力と既判力を認めるべきという上告理由第一点に関して大法院は、日本判決は日本による朝鮮半島の植民地支配が合法であるという規範的認識を前提として、日本の「国家総動員法」と「国民徴用令」を朝鮮半島並びに原告1、2に適用することが有効であると評価した以上、このような判決理由が含まれた日本判決をそのまま承認することは韓国の善良な風俗やその他の社会秩序に反するものであり、したがって韓国では日本判決を承認しその効力を認めることはできないと判断した。

次に被告が旧日本製鐵の債務を負担するべきかという上告理由第二点に関して大法院は、旧日本製鐵が日本国法律により解散され、第2会社が設立された後吸収合併の過程を経て被告に変更される手続きを踏んだとしても、原告らは旧日本製鐵に対する本件請求権を被告に対して行使できると判断した。この点に関しては大法院よりも原審で詳細に述べられているものの、本稿の検討対象ではないため紙幅の都合上割愛する。

上告理由第三点は日韓請求権協定により原告らの損害賠償請求権が消滅しているかに関してであるが、この点に関する詳細は本稿の主な検討対象であるため、ここでは多数意見だけを簡潔に紹介し、詳細は後の節で述べることにする。多数意見によると、日本が植民地支配の不法性を否認しているため、請求権協定は財政的・民事的な債権・債務関係を解決するためのものであり、その適用対象に強制労働に対する慰謝料請求権は含まれない。したがって、被告の賠償責任が認められるということである。13人の裁判官の内5人が単純多数意見を、2人が補充意見を、4人が個別意見を出しており、2人が反対意見を出した。補充意見や個別意見、反対意見に関しても後で述べるためここでは割愛する。

次に原告らの損害賠償請求権の消滅時効が完成したかに関する上告理由第四点に関して大法院は、かつて請求権協定の関連文書がすべて公開されず、請求権協定により個人の請求権までも包括的に解決されたという見解が韓国内で広く受け入れられていたという事情などを理由に、本件訴訟まで原告らは被告を相手に客観的に権利を行使できない障害事由があったと見る必要があり、被告が消滅時効の完成を主張し債務履行を拒絶することは信義誠実の原則に反する権利濫用であるため許容できないと判断した。

3 請求権問題に関する大法院の判断

請求権協定により原告らの損害賠償請求権が消滅しているかに関して争われた上告理由第三点は、本件において最も核心的な争点であり、そのため大法官の間でも見解が分かれた。ここでは新日鉄住金事件判決を中心に、請求権に関する大法院判決の重要な部分をできる限り簡潔に紹介することにする。また、以下の番号は筆者によるものである。

1) 単純多数意見 (5人／金命洙大法院長、曹喜大、朴商玉、朴貞彬、閔裕淑大法官)

多数意見の論拠を判決文に記載された順に紹介すると以下の通りである。

①請求権協定は日本の不法的植民地支配に対する賠償を請求するためのものではなく、基本的に千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約（以下、サンフランシスコ条約）第4条に基づいた日韓両国間の財政的・民事的な債権・債務関係を政治的に合意し解決するためのものである。

②1952年2月15日から同年4月25日まで開かれた第一次日韓会談において、韓国側が提

示した八項目も基本的に日韓両国間の財政的・民事的な債務関係に関係するものだった。八項目の内第五項に「韓国法人又は韓国自然人の日本国又は日本国民に対する日本国債、公債、日本銀行券、被徴用韓国人の未収金、保証金及び其他請求権の返済請求」とあるものの、八項目のどこにも植民地支配の不法性を前提とした内容はないため、第五項もまた日本側の不法行為を前提としたものではなかったと思われる。したがって第五項に強制動員に対する慰謝料請求権まで含まれるとは考え難い。

③請求権協定第2条1項では、「請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこと」となるとしており、サンフランシスコ条約第4条(a)に規定された以外の請求権も協定の適用対象になりえると解釈される余地はある。しかし上述した通り、植民地支配の不法性が一切言及されてない以上、サンフランシスコ条約第4条(a)の範疇を超える請求権、すなわち植民地支配の不法性と直結する請求権までも対象に含まれるとは考え難い。

④2005年の民官共同委員会²⁵⁾も「請求権協定は基本的に日本による植民地支配に対して賠償を請求するためのものではなく、サンフランシスコ条約第4条に基づき、日韓両国間の財政的・民事的な債権・債務関係を解決するためのものである」と公式意見を出した。

⑤請求権協定第1条に従い、日本政府が韓国政府に支給した経済協力資金が第2条による権利問題の解決と法的な対価関係にあると考えられるかも確かではない。請求権協定第1条は経済協力資金の名目に関して具体的な内容が皆無であり(…)当時日本側の立場も請求権協定第1条の資金が基本的に経済協力の性格であり、請求権協定第1条と第2条の間に法律的な相互関係は存在しないという立場であった。

⑥2005年の民官共同委員会は、請求権協定の当時に政府が受領した無償資金の内、相当の金額を強制動員被害者の救済に使うべき道義的な責任があったとし、1975年請求権補償法などによる補償が道義的な観点で不十分であると評価した。その後制定された2007年支援法及び2010年支援法ともに、強制動員の被害者に対する支援金の性格が人道的なものであることを明示した。

⑦請求権協定の協議過程で日本政府は植民地支配の不法性を認めないまま強制動員被害の法的賠償を徹底的に否認し、これによって日韓両国の政府は日本による朝鮮半島支配の性格に関して合意に至れなかった。このような状況で、強制動員に対する慰謝料請求権が請求権協定の適用対象に含まれたとは考え難い。請求権協定の一方当事者である日本政府が不法行為の存在及びそれに対する賠償責任の存在を否認している状況で、被害者側である韓国政府が自ら強制動員に対する慰謝料請求権まで含まれた請求権協定を締結したとは考え難いためである。

⑧韓国側が交渉過程で総12億2000万ドルを要求したにも関わらず、請求権協定は3億ドルで妥結された。このように要求額に遠く及ばない、供与額がわずか3億ドルという状況では、

強制動員に対する慰謝料請求権も請求権協定の適用対象に含まれたとはとても考えられない。

⑨被告は上告理由において、強制動員に対する慰謝料請求権が請求権協定の適用対象に含まれるという前提のもと、請求権協定により放棄された権利が国家の外交的保護権のみでなく、個人の請求権そのものが放棄（消滅）されたという趣旨の主張もしているが、この点は原審の仮定的判断に関するものであり²⁶⁾、考慮するまでもなく受け入れられない。

2) 補充意見（2人／金哉衡、金善洙大法官）

①原告らが主張する強制動員に対する慰謝料請求権が請求権協定に含まれないとする多数意見の立場は条約の解釈に関する一般原則として妥当である。その具体的な理由は以下の通りである。

②条約解釈の出発点は条約の文言であり、したがって条約の文言が持つ通常の意味を明かすことが条約の解釈において最も重要である。しかし当事者たちが共通して意図し確定された内容が条約の文言の意味とは異なる場合には、その意図に基づいて条約を解釈しなければならない。（…）条約が国家ではなく個人の権利を一方的に放棄するような重大な不利益を課す場合、条文の意味を厳格に解釈するべきであり、その意味が不明瞭な場合には個人の権利を放棄していないと見るべきある。個人の権利を放棄させる条約を締結しようとするときには、これを明確に認識し条約の文言に含めることで個人がそのような事情を理解できるようにしなければならないためである。

③請求権協定では「請求権」が何を意味するのか定められていない。請求権は多様な意味で使われる用語であり、この用語に損害賠償請求権、特に本件で問題となる強制動員に対する慰謝料請求権まで一般的に含まれると断定することはできない。したがって請求権協定の文脈や目的などを考慮するべきである。

④サンフランシスコ条約第4条（a）では「財産上の債権・債務関係」に関して規定している。このような債権・債務関係は日本植民地支配の不法性を前提とするものではなく、そのような不法行為と関連した損害賠償請求権も含まれていない。サンフランシスコ条約を基に開かれた第一次日韓会談で韓国側が提示した八項目は全て財産に関するものであり、八項目の第五項は「保証金」という用語を使用しており、これは徴用が適法だという前提で使われた用語であるため不法性を前提とした慰謝料が含まれないことは明白である。請求権協定に関する合意議事録（I）では請求権協定で完全かつ最終的に「解決されたこととなる」請求権に八項目の範囲に属するすべての請求が含まれるとしているが、上記のごとく第五項は植民地支配の不法性を前提としたものではないため、強制動員に対する慰謝料請求権が含まれるとは認められない。

⑤上記のような解釈だけでは請求権協定の意味が不確かであるため、交渉記録と締結時の諸事情を考慮してその意味を確かめるべきとしても、結論は変わらない。（…）日本政府は当時はもちろん現在までも、強制動員の過程で反人道的な不法行為があったことはもちろんのこと、

植民地支配の不法性に関しても認めてないことは周知の事実である。請求権協定の当時、強制動員に対する慰謝料請求権の存在自体も認めていなかった日本政府が、請求権協定にこれを含めるといふ内心の意思があったとは考え難い。韓国政府もまた、請求権協定締結直前の1965年3月20日に韓国政府が発刊した公式文書である「韓日会談白書」において、「韓国はサンフランシスコ条約の当事国ではないため、第14条規定により戦勝国が享受する損害と苦痛に対する賠償請求権を認めてもらえなかった。このような日韓の請求権問題には賠償請求を含められない」と説明している。

3) 個別意見 1 (1人／李起宅大法官)

①差戻し判決の羈束力は差戻し後の原審だけでなく再上告審にも及ぶことが原則である。したがって差戻し判決の羈束力に反する上告理由の主張は認められない。その具体的な理由は以下の通りである。

②差戻し後の原審の審理過程において新しい証拠などにより差戻し判決の判断の基礎となった事実関係に変動があれば羈束力が及ばない。しかし多数意見がすでに述べている通り、差戻し後の原審で被告が新たに提出した証拠である第五次・第六次日韓会談予備会談の過程での韓国側の発言内容だけでは、「損害賠償請求権は請求権協定の適用対象に含まれない」とする差戻し判決の羈束力判断の基礎となる事実関係に変動があるとは認められない。

③再上告審が全員合意体で判断する場合であっても羈束力があり、差戻し判決に明白な法理上の誤解がありこれを必ず是正しなければならないか、差戻し判決が全員合意体を構成せず従前の大法院判決が出した見解と相反する立場を取るような例外的な場合のみに羈束力が及ばない。本件の場合、このような例外的事情がないため、差戻し判決と同じ結論にならざるを得ない。

4) 個別意見 2 (3人／金昭英、李東遠、盧貞姫大法官)

①多数意見は原告らが主張する損害賠償請求権は請求権協定の適用対象に含まれるとは考え難いという立場を取っている。しかし請求権協定の解釈上、原告らの損害賠償請求権は請求権協定の適用対象に含まれると見るべきである。ただし、原告ら個人の請求権そのものは請求協定により消滅するものではなく、韓国の外交的保護権が放棄されたに過ぎない。したがって原告らは相変わらず韓国で被告を相手に権利を行使できる。その具体的な理由は以下の通りである。

②請求権協定及び請求権協定に関する合意議事録（I）によると、請求権協定の適用対象に八項目の第五項、中でも「其他請求権」には原告らの主張する損害賠償請求権も含まれると見るのが妥当である。韓国は1961年5月頃の交渉過程で、被徴用者の精神的・肉体的苦痛に対する補償までも積極的に要請しており、この被害補償金を算定して総補償金に含めた12億ド

ルを要求した。これに対して日本は証明の困難さを理由に、有償と無償の経済協力資金を相当額供与し、その代わり請求権を放棄する方案を提示しており、韓国は純返済及び無償の名目で金源を受領し、具体的な金額は項目別に区別せず総額だけを表示する方法を再提案している。このような具体的な調整過程を経て協定が締結された後、韓国は各種の補償立法を通じて補償措置を取っている。したがって強制動員の被害者の損害賠償請求権が請求権協定の適用対象に含まれることを前提としたと考えられる。

③しかし国家と個人が別個の法的主体であるという近代法の原理は国際法上も受け入れられており、権利の「放棄」はその権利者の意思を厳格に解釈すべきという法律行為解釈の一般原則に則り、個人の権利を国家が代わりに放棄しようとする場合にはより厳格に判断すべきである。その点、請求権協定には「waive」という用語が使われていない。したがって原告らの個人請求権そのものは請求権協定だけで当然に消滅するとは考えられず、ただ請求権協定によりその請求権に関する韓国の外交的保護権が放棄されることによって、日本の国内措置により当該請求権が日本国内では消滅しても、韓国がこれを外交的に保護する手段を喪失するだけである。

④日本は請求権協定直後、日本国内で韓国国民の日本国及びその他国民に対する権利を消滅させる内容の財産権措置法を制定・試行しており、このような措置は請求権協定だけでは韓国国民個人の請求権が消滅されないという前提があるからこそ理解できる。したがって当時の日本も請求権協定を通じて個人の請求権が消滅されるのではなく、国家の外交的保護権のみが放棄されると見る立場であったと解するべきである。

5) 反対意見 (2人／権純一、趙載淵大法官)

①請求権協定の解釈上、原告らの損害賠償請求権が請求権協定の適用対象に含まれるという個別意見2と見解を同じくする。しかし外交的保護権のみが放棄されたため、原告らが韓国において被告らを相手に権利を行使できると判断することには同意しがたい。その具体的な理由は以下の通りである。

②請求権協定第2条は韓国国民と日本国民の相手国及びその国民に対する請求権まで対象としていることは明らかであり、請求権協定が国民個人の請求権とは関係なく両締約国が互いに対する外交的保護権のみを放棄する内容の条約であるとは考え難い。外交的保護権を行使する主体は被害者個人ではなく彼の国籍国であり、個人の請求権の有無に直接影響を与えない。また、請求権協定第2条1項で規定した「完全かつ最終的に解決されたこと」という文言は請求権に関する問題が締約国間はもちろんのこと、その国民の間でも完全かつ最終的に解決されたという意味で解釈することが文言の通常の意味に合致する。またこの文言は両締約国はもちろんのこと、その国民ももはや請求権を行使できなくなったことを意味すると見るべきである。

③請求権協定の締結当時、韓国は最初から強制徴用被害者に対する補償を要求しており、請

請求権資金の配分は全面的に国内法上の問題という立場を取った。また国際法上の戦後賠償問題などに関連して、国民の財産や利益に関する事項を国家間条約を通じて一括的に解決する「一括処理協定」は請求権協定の締結当時に一般的に認められていた条約形式である。したがって当時の韓国政府は請求権協定により強制動員被害者の個人請求権も消滅されるか、その行使が制限されるという立場を取っていたと考えられる。

④請求権協定第2条では明示的に「waive」という表現がないため、個人の請求権が実体法的に完全に消滅・放棄されたとは考え難い。したがって第2条3項において「いかなる主張もすることができないものとする」という文言の意味は、訴訟を通じて権利を行使することが制限されるという意味でしか解釈できない。

⑤以上の理由から、請求権協定が憲法や国際法に違反しているため無効であると主張するのでもない限り、その内容が好きか嫌いかに関係なくその文言と内容に則るべきである。請求権協定によって個人請求権を行使できなくなったことにより被害を被った国民に対して、国家は正当な補償を行うべきである。

4 請求権協定の解釈に関する大法院判決の問題点

大法院判決の多数意見を改めてまとめると、①日本政府は韓国に対する植民地支配の不法性を未だに認めていない、②請求権協定に先立つ日韓会談においても植民地支配の不法性を前提とした内容がない、③2005年民官共同委員会においても請求権協定は財政的・民事的債務関係を解決するためのものであるとしている、④要求額に遠く及ばない無償の資金に慰謝料も含まれているはずはない、⑤したがって請求権協定に強制労働など不法行為による賠償金は含まれていないということになる。判決内容そのものは先の破棄差戻し判決とこれといった違いは見当たらず、その意味では新奇な内容ではないものの、最終的な確定判決という点に意義があるだろう。

大法院判決に対する日韓両国の法学者たちの一般的な評価は、日本では阿部浩己教授が「識者たちのコメントにも「日韓関係の根幹を揺るがす事態」などといった言葉が躍った」と(阿部、2019、45)、韓国では^{KimChangRok}金昌祿教授が「大法院判決の(請求権協定に対して明確な判断を提示している)この部分に対して、この間、韓日の過去清算問題に関して多くの研究をしてきた韓国の国際法学者たちが批判をしている」と述べている(金、2015a、792)ところを見ると、まず批判的なようである。しかし阿部と金がそれを踏まえた上で、なお大法院判決に肯定的な評価を下しているように、ここに必ずしも一致した見解があるようには考えられない。

以下では大法院判決を1)前提としての植民地支配の不法性の判断、2)請求権協定における請求権の範囲に大別して、大法院判決に対する賛否両論を紹介しつつ、検討していく。

1) 前提としての植民地支配の不法性の判断

大法院の判決は、日本による朝鮮半島の植民地支配が不法的な行為であるという前提の下で出されている。朝鮮半島の植民地支配がいかにして国際法上の不法行為を構成するかに関しては、大法院判決よりも原審の方でより詳細に述べられている。

原審は、韓国の制憲憲法はその前文で「悠久な歴史と伝統に輝く我が大韓民国は、三・一運動で大韓民国を建立し世に宣布した偉大なる独立精神を継承しここに民主独立国家を再建するにあたり」としており、付則第100条は「この憲法を制定した国会は檀紀4278年8月15日以前の悪質な反民族行為を処罰する特別法を制定することができる」と規定している。また、現行の第九号憲法もその前文で「悠久な歴史と伝統に輝く我々大韓国民は3・1運動で成立した大韓民国臨時政府の法統と、不義に抗拒した4・19民主理念を継承し」「恒久的な世界平和と人類共栄に貢献することで」と規定しているから、「日本の韓半島支配は規範的な観点から不法的な強占にすぎず、日本の不法的な支配による法律関係の中で大韓民国の憲法精神と両立できないものはその効力が排除されると見なすべき」であり、「侵略戦争およびこれを遂行する行為の正当性を否認することは世界文明国家の共通な価値であり、日本国憲法もまた同じである」と述べている（宣告2012ナ4494、15-16）。

大法院はこのような原審の判決をそのまま汲み取り、韓国と日本間の問題を「反人道的な不法行為に対する慰謝料」と「財政的・民事的な債権・債務」に二分し、請求権協定は前者を取り扱っておらず、後者のみを取り扱っている条約であるという論理を立てている。請求権協定第2条1項の解釈問題があるものの、この論理の構成自体には矛盾がない。しかしながら、この論理が理に適うためには、大法院と原審が主張するように日本による朝鮮半島の植民地支配が不法的な行為であるという判断が正当なものでなければならない。

これに対して阿部は、植民地支配が国際法の歴史において違法と判断されることは一般的ではないということ認めつつも、そのような認識に問題提起をしている（阿部、2019、50）。植民地支配が違法として描かれなかったことは、それが西洋や主権国家、現行の支配的秩序を偏重するものだったからであって、人権を基軸に置く国際社会の新しい潮流は、植民地支配に対する国際法の歴史認識を問い質す重大なテーマであるとする（阿部、2019、45）。その意味において、大法院判決で現れる植民地支配の法的評価は価値のあるものであるということである。

金は阿部と同様、植民地支配責任が法的に無視されてきた国際法の歴史認識に問題提起しつつ、いずれにせよ日本には植民地支配責任があることを指摘している（金、2015b、20-21）。それは、日本が1993年の「河野談話」をはじめ、1995年の「村山談話」、1998年の「日韓共同宣言」と「日朝平壤宣言」を通じて植民地支配責任を認める宣言をしているためである（金、2015b、20）。もちろん金は日本政府による宣言が「法的な責任」を意味しないという主張があることを認識しており、だとすれば、「痛切な反省と心からのお詫び」を表明しなければならない責任とは一体何を意味しているのか疑問であると問いかけている。

一方で坂元茂樹教授は、植民地支配が不法であるという大法院判決は条約解釈に問題がある一方的主張であると批判している（坂元、2019、43）。その理由として、第二次日韓協約締結において当時の国際法上で禁じられているようなことは行われておらず、実際、当時ソウルに公使館を置いた諸国はこの協約の締結を承認し、公使館を撤退させている点を挙げている。また、1910年の日韓併合条約に関して日本政府から意見を求められたイギリス政府が何ら異議を提起しないなど、当事の国際社会もしくは国際法認識において、日韓併合のやり方の合法性に問題があるという認識はなかったということである（坂元、2019、43）。

この点朱晋烈^{Ju Jin Yul}教授は坂元と同様の見解を示している。朱は日本の植民地支配が当時の国際法体系において不法であったかに関して、まず植民地支配を不法と定める国際条約が存在しなかったことを指摘する（朱、2018、187）。そして大韓帝国からの第二次日韓協約及び日韓併合条約の無効主張を清・ロシア・アメリカ・イギリス・ドイツ・フランス・オーストリア等の列強が受け入れなかったこと、大韓帝国が従前に締結していた諸条約の効力を日本が停止させたことに異議を申し立てた国がないこと、戦後のカイロ会談やポツダム会談、サンフランシスコ講和条約において連合国が示した態度は日韓併合条約による大韓帝国の消滅を認めるものであったことなどから、20世紀初頭の国際社会に植民地支配そのものや、日本による朝鮮半島の植民地支配を不法と見なす慣習国際法も存在していなかったと指摘する（朱、2018、188-189）。したがって、当時の国際社会に、植民地支配は禁止されるという慣行や法的確信を確認できる証拠はなく、植民地支配が国際法上の不法であるという主張は今日においても実定法としては認められていないことが「冷酷な現実」であるということである（朱、2018、190）。

確かに、坂元や朱が指摘しているように、現代国際法体系であれ近代国際法体系であれ、植民地支配の不法性を確認できる明確な法的根拠は存在しない。そのために日本による朝鮮半島の植民地支配が不法と見なされることはないということは、極めて一般的な理解である。また、阿部と金が指摘するように、植民地支配責任論を再定立し過去の不正義と対峙する営みは、国際秩序の安定と発展に寄与する国際法が担うべき、大いなる責任と関心事であることも然りである（阿部、2015、4-9）。しかしこのような国際法上の談論をいかに評価し発展させるかというテーマとは別に、大法院の判決には問題があると言わざるを得ない。

日本による植民地支配が不法であれ合法であれ、その行為と過程自体は、日本という国家と大韓帝国という国家の間で行われた国家間行為であり、その間で交わされた第二次日韓協約及び日韓併合条約もそれらの不法性の如何に先立ち、形式として国際条約であることは確かである。日本による植民地支配や、第二次日韓協約及び日韓併合条約が不法であるか否かを判断する法規則は、国際法の定める法規則、それも問題となる国家間行為や条約の締結が行われた当時の国際法規則であるべきである。これは条約法条約の前文や、条約の解釈に関する一般規則を定めた同条約第31条及び第32条からも明らかである。

にもかかわらず、大法院及び原審は日本による植民地支配が不法だという理由として、韓国

国内の憲法を援用している。しかし国際法秩序において、国内法に国際法上の根拠としての法的効力があるとは考えられてない²⁷⁾。国内法は、国際法を解釈・適用する際の基礎となる事実として考慮されるのみである²⁸⁾。また問題となる植民地支配が行われた以降に制定された韓国憲法を援用することは、時際法の原則に反することは明白である。したがって韓国憲法が日本による植民地支配を「不法的な行為」であると明文で規定しているとしても、植民地支配が不法であると解釈する根拠として援用し判断することは、国際法規則に合致しない不適切な判断である（朱、2015、4-9）。

阿部は植民地支配を不法とする大法院の判断を評価しているが、阿部のそれは国際法秩序における国際人権法・人道法規範の発展に基づいているものである（阿部、2019、50）。大法院の判断に批判的な坂元の見解もまた、当時の国際法上で禁じられていた不法的な行為であるか否かを、日本と諸国家間で交わされた見解から判断している。金もまた、日本が韓国に対して行った国家間の声明などを根拠に植民地支配の不法性を主張している。その意味において、これらの議論は極めて国際法的な議論である。しかしながら、大法院の判断は国際条約を解釈していながらも国際法的なものであるとは到底考え難く、植民地支配の不法性に関する国際法上の諸議論とは質的な違いがあると言わざるを得ない。

2) 請求権協定における請求権の範囲

先述したように、大法院は韓国と日本の間の問題を「反人道的な不法行為に対する慰謝料」と「財政的・民事的な債権・債務」に二分し、前者は請求権協定の対象外であるという解釈を示した。慰謝料を構成する「反人道的な不法行為」として植民地支配を位置付ける大法院の判断は国際法規則に照らしてみても理に適うとは言い難いものの、一方で、阿部が指摘しているように、国際法規則においても植民地支配を「反人道的な不法行為」として位置づけようとする規範的潮流がある以上、慰謝料問題と債権・債務問題を大別する試み自体は完全に的外れでもないように思われる。しかし反対意見が指摘しているように、そもそもこのような大別が意味を持つのかどうかという請求権協定第2条の解釈問題がある。

まず議論の前提として、対象が請求権協定という国際条約である以上、協定の解釈においては条約の解釈に関する一般的な規則を定めた条約法条約第31条に従わなければならないことは既に述べたとおりである。条約法条約は1969年に採択された条約であるため、1965年に締結された請求権協定の解釈規則として援用することは時際法上の問題が生じ得るが、条約法条約において提示された解釈のための一般的規則は法典化された慣習法規則であることは、国際司法裁判所によるいくつかの慣行の中で認められている²⁹⁾。したがって条約法条約が採択される以前に締結された条約の解釈にも援用できる。

条約法条約第31条1項は、「条約は、用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するもの」としており、用語の通常の意味が明白ではない場合、「文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして」

解釈することを定めている。ここでいう文脈とは、第31条2項によると、「条約の締結に関連してすべての当事国の間でされた条約の関係合意」と「条約の締結に関連して当事国の一又は二以上が作成した文書であってこれらの当事国以外の当事国が条約の関係文書として認めたもの」を指す。また「条約締結時の当事国の意思」を確かめる証拠として第3条3項で定めている「条約の解釈又は適用につき当事国の間で後にされた合意」と「条約の適用につき後に生じた慣行であつて、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの」を採用することができる³⁰⁾。

請求権協定第2条1項では、「請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこと」と定めている。もし補充意見の通り、完全かつ最終的に解決されたこととされる請求権の定義及び範囲が明確ではなく、条約条文の文脈や目的を考慮した解釈の対象になり得るとすれば、大別は大きな意味を持つ。もし反対意見の通り、「完全かつ最終的に解決されたこと」という文言は通常の意味からして明白であり、締結当時の一般的な条約形式から鑑みても請求権の定義や範囲に異論の余地はなく「あらゆる請求権」が完全かつ最終的に解決されたということであれば、大別は意味をなさなくなる。第2条1項が植民地支配の不法性如何に関係なく、想定される「あらゆる請求権問題」が解決されたとする条文であれば、そもそも条文上請求権の性格を大別する余地がないわけであり、植民地支配の不法性を基準に大別された一方請求権の行使如何を議論したところで不毛でしかないからである。

大法院判決に肯定的な立場として阿部はまず、「完全かつ最終的に解決された」とする「請求権の問題」が何かを問う必要があるとした(阿部、2018、46)。すなわち、用語の通常の意味に従うほどには条文が明白ではないということである。そして照らすべき文脈として、請求権協定の締結時に作成された合意議事録を第31条2項の関係合意として位置付けた。その上で、慰謝料問題は協定上の請求権範囲に含まれないとする大法院の判決をそのまま引用し、これに躍起になっている日本政府やマスコミを批判する(阿部、2018、47)ところを見ると、この点においても大法院判決に同調的と思われる。

申恵豊教授は、第2条1項でいう、「完全かつ最終的に解決された」とする「請求権の問題」が八項目を含むとされている以外に特に定義がない点を指摘する(申、2015、14-15)。そして人的被害に対する請求にあたるのは第五項しかなく、実態調査もしていないなどの不備を理由に、戦争犯罪による被害については想定されていないと指摘する。

金は請求権協定第2条1項が「完全かつ最終的に解決された」としながらも、なぜ解決する必要があったかという原因が、第2条1項はもちろんのこと前文においてもまったく言及されていない点を指摘している(金、2015a、804)。そして1951及び1952年の「日本国との平和条約」前文、1952年「インドとの平和条約」第6条(b)、1954年「ビルマとの平和条約」前文及び第5条1項、1956年「ソビエト連邦との共同宣言」第6条など、日本が連合諸国と締結

した戦後補償条約で共通して見られるような、対象となる権利問題の[●]原因が、請求権協定においてはまったく規定されていないため、文言の通常の意味だけで解釈することは不可能であるとしている（金、2015a、804-805）。

^{KangPyoungKeun}康炳根教授は請求権協定第2条1項には誰が、何を、どのように「解決された」としているかが明確ではなく、したがって請求権の内容が定かではないため解決の意味もまた明確ではないと指摘する（康、2014、255-256）。また金と同様、日本の平和条約などとは異なって請求権問題の[●]根源が言及されていないため、請求権の意味を正確に把握することはできないという。しかし康は八項目は協定に詳細が明記されておらず、議事録を通じてのみ確認できるため、これにあまり大きな意味を与えることは不適切だという意見である。また康は八項目の第五項もまたあまり明確ではなく、にもかかわらずこれを参照するがために混乱が増していると批判する。

他方で大法院判決に批判的な立場として坂元は、請求権協定の合意議事録と、八項目の第五項に注目する点では、先の論者たちと同じである。しかし坂元は、徴用工の未収金、戦争被害に対する補償が第五項に含まれており、また、2005年の民官共同委員会においても、「日韓請求権協定を通じて日本から受け取った3億ドルは、強制動員の被害者補償問題解決の性格を持つ資金」と明記していると指摘している³¹⁾。

坂元は第2条1項を文言の通常の意味のみで解釈することは難しく、八項目を参照することを前提としているように見受けられるが、その意味では韓国の批判的立場の方がより厳しいようである。^{LeeKeunGwan}李根寛教授は反対意見同様、請求権協定を一括補償協定であると位置づけ、このような協定の一般的目的や請求権協定第2条1項の表現、締結後の両国の見解などを鑑み、請求権協定の目的は財産及び請求権問題の完全かつ最終的な解決にあることは自明であるとする（李、2013、336）。またその意味で、請求権協定という条約は解釈する必要もないほど明確であるとしている。^{ParkPaeKeun}朴培根教授もまた「強制徴用による損害賠償請求権が除外されていると解釈すべきいかなる理由も見当たらない」と論じている（朴、2013、53）。

朱は、請求権という概念が極めて広範囲な概念であり、権利の根源を問わずあらゆる請求権を含むのが普通であるという（朱、2018、196）。また請求権協定は第2条2項において、「この条の規定」が「影響を及ぼすものではない」という例外規定を置いている点も触れている。したがって、むしろ、請求権協定の締結当時に慰謝料が請求権範囲に含まれないよう、第2条2項に規定することを韓国政府が積極的に主張するべきであったにも関わらず、しなかったことを指摘する（朱、2018、197）。極めて広範囲な概念を持つ用語の範囲を確定することもなく、かといって例外規定を置いているわけでもない以上、請求権という用語はその広範囲な概念すべてを含むものとして解釈するしかないということである。そしてその反例として、西ドイツが戦後締結した一括補償条約の数々で見られるような、請求権範囲の明確な確定や、除外規定の存在を挙げている（朱、2018、197-198）。

このように、第2条1項の解釈の余地に関しては、論者の間に一致した見解は見られないのが現状であり、第2条1項を解釈の問題として取り上げること自体は何ら問題がないように思われる。本当の問題は、坂元・朱・李が共通して指摘しているように、大法院が解釈問題の一方当事国である日本の裁判所と政府からの見解を「善良な風俗やその他の社会秩序に反するもの」という理由で完全に排除し、一方的な解釈を宣言していることである。

この点大法院は請求権協定を解釈できる前提および根拠として植民地支配の不法性を取り上げているが、果たしてそうだろうか。先に述べたように、第2条1項の解釈の余地如何によって不法性の判断に意義が生じるのであって、その逆ではない。第2条1項に解釈の余地があると判断され初めて、請求権の性格を大別するための植民地支配の不法性判断が意味を持つと見るべきである。大法院の判断はこの点においても非常に国内法情緒的であり、李が指摘しているように、「国際法を十分に発達していない法と捉え、国内法的論理を国際的次元に透視している」（李、2013、385-386）と言わざるを得ないのである。

5 おわりに

大法院判決は国際条約を解釈していながらも、結論を導くための構成論理は国内法論理に傾倒している点が問題であると思われる。大法院判決の構成論理は国内法論理的には首肯できるようなものであるとしても³²⁾、国際法的には厳密性に欠けるどころか、国際法原則に合致しない可能性が高い。もしも韓国政府が大法院判決に従った強制執行などの行為をする場合、国際法違反が生じる恐れがある（朱、2018、215）。国内の最高裁判所として自国民を救済しようとする大法院の努力は尊重するも、問題となる対象が日韓の間で長年の軋轢を生んでいる国際条約である以上、より国際法的に精緻かつ慎重な判決を出すべきであった。

一方で、請求権協定の解釈問題には大法院判決が「原審の仮定的判断に関するものであるため考慮するまでもない」としているため、大法院判決を考察対象とする本稿では敢えて取り扱わなかった重大な論点がまだ一つある。それは請求権協定によって個人の請求権が放棄されるということはいかなることなのか、また個人の請求権を国家が代わりに放棄することは許されるかという論点である。

この論点に関しては阿部が指摘しているように、近年の国際人権・人道法分野において盛んな議論が行われている³³⁾。これらの議論においては、戦争被害に対する個人の権利を国家が消滅・放棄させることはあってはならないし、少なくとも極めて慎重であるべきという共通した見解が見られる。申が2012年の韓国司法の判断を「(請求権)協定の根本的な限界を冷静にとらえれば驚くべきことではない」と評価している（申、2013、15）ことは、このような国際人権・人道法上の規範的潮流を背景にしている。

だとすれば、大法院判決によって触発された日韓の間の紛争はこのような現代の規範的潮流

を確認する機会という意味で、注目に値する。大法院判決の論理構成は決して国際法的に妥当とは言い難い点があるものの、結論だけを見ると、国際社会の規範的潮流における先駆的判決であると評価することもできよう。阿部が述べているように「未来に向けた重大な歴史的問いが賭けられている」と心にとどめ、今後の推移に注目したい。

注

- 1) 聯合ニュース「文大統領「徴用損賠判決を尊重、個人請求権の消滅ではないということ」」, 2018年12月14日(2019年6月28日 <https://www.yna.co.kr/view/AKR20181214098500001?input=1195m>)
- 2) NHK「[「日韓国交の法的基盤を毀損する判決」河野外相]」, 2018年10月30日(2019年6月28日 <https://www.nhk.or.jp/politics/articles/statement/10349.html>)
- 3) NHK「[「徴用」問題 協定に基づく仲裁委員会開催を韓国政府に要請]」, 2019年5月20日(2019年6月28日 <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20190520/k10011922241000.html>)
- 4) KBS「[日本、強制徴用賠償判決仲裁要請…政府「慎重に検討」]」, 2019年5月20日(2019年6月28日 <http://news.kbs.co.kr/news/view.do?ncd=4204476&ref=A>)
- 5) NHK「[「徴用」問題 韓国政府 条件付きで2国間協議検討の用意と発表]」, 2019年6月19日(2019年6月28日 https://www3.nhk.or.jp/news/html/20190619/k10011960531000.html?utm_int=nsearch_contents_search-items_002)
- 6) *Mavrommatis Palestine Concessions, Judgment No. 2, 1924, P.C.I.J., Series A, No. 2., p.11.*
- 7) *South West Africa (Ethiopia v. South Africa; Liberia v. South Africa), Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 1962., p.328.*
- 8) 判決、行政措置を含む各国の国内法は、国際法とその適用を任務とする国際裁判所の観点から見れば、国家の意思を表明しその活動を構成する単なる事実に過ぎない。PCIJ, Series A, No. 17., p.19. 及び、山本草二(1994)『国際法』有斐閣、89 - 90頁参照。
- 9) 宣告2013ダ61381
- 10) 平成9(ワ)13134。
- 11) 平成13(ネ)1859。
- 12) 平成15(ネ)340。
- 13) 宣告2005ガ合16473。
- 14) 宣告2008ナ49129。
- 15) 宣告2009ダ68620。
- 16) 宣告2012ナ4494。
- 17) 宣告2015ダ45420。
- 18) 平成7(ワ)2158。平成8年(ワ)第1162。平成10年(ワ)第649号。
- 19) 平成11(ネ)206。
- 20) 平成11(オ)1691。
- 21) 宣告2000ガ合7960。
- 22) 宣告2007ナ4288。
- 23) 宣告2009ダ22549。
- 24) 宣告2012ナ4497。
- 25) 2005年の民官共同委員会とは、日韓会談の関連文書が2005年から全面公開されるとこれに対応するために構成された機構である。21名の構成員の内国務総理が共同委員長を務め、主要政府機関の長官や政府主席が委員として参加した「総理諮問機構」であり、本件における「最高意思決定機構」という位置づけになっている。(金、2015a、813) 左記論文は2018年大法院判決ではなく2012年大法院判決を対象にしているものの、両判決の内容は似通っているため、本稿で対象とする2018年大法院判決を分析する上でも役立つと思われる。2012年判決を分析対象としたその他論文においても同様とする。

- 26) 原審は請求権協定に強制動員に対する個人請求権はもちろんのこと韓国の外交的保護権も含まれないと判断しつつも、強制動員に対する慰謝料請求権が請求権協定に含まれるとしても個人の請求権は消滅されず、ただ外交的保護権が放棄されることによって当該請求権が日本国内で消滅したとしても韓国がこれを外交的に保護する手段を失うだけという、仮定の判断を下した。
- 27) Nottebohm Case (Liechtenstein v. Guatemala), Judgment, I.C.J. Reports 1955., pp.20-21.
- 28) Barcelona Traction, Light and Power Company, Limited (Belgium v. Spain), Judgment, I.C.J. Reports 1970., pp.34-35.
- 29) 条約法条約上の条約解釈規則を慣習法規として認めた、とりわけ1969年以前の条約を解釈の対象とした国際司法裁判所の主要な判決として、1955年条約が対象だった Territorial Dispute (Libyan Arab Jamahiriya/Chad), Judgment, I.C.J. Reports 1994, p. 6, at pp. 21-22, para. 41., 1890年条約が対象だった Kasikili/Sedudu Island (Botswana/Namibia), Judgment, I.C.J. Reports 1999, p. 1045, at p. 1059, para. 18., 1963年条約が対象だった LaGrand (Germany v. United States of America), Judgment, I.C.J. Reports 2001, p. 466, at p. 501, para. 99. など。
- 30) 条約法条約第31条3項の評価に関しては、国際法委員会からの研究報告を参照。ILC Report, A/73/10, 2018, chap. IV.
- 31) この点に関して金は、強制動員を原因とする権利が請求権協定により解決されたと政府が認めたと解釈される余地があることは認めている。しかし強制動員と徴用は法的に異なる概念であり、したがって請求権協定及び八項目における徴用と、民官共同委員会からの強制動員という用語の間には法的な厳密性がないと指摘する(金、2015a、813-814)。
- 32) 大法院判決の直後、大韓弁護士協会はこの判決を歓迎する公式声明を出している。大韓弁護士協会(2018)「日帝強制徴用被害者たちの賠償要求を認めた大法院判決を歓迎する」大韓弁護士協会ホームページ(2019年6月28日 <http://www.koreanbar.or.kr/pages/news/view.asp?page=1&seq=8965&types=3>)
- 33) 申惠丰等編(2005)『戦後補償と国際人道法—個人の請求権をめぐる—』明石書店、藤田久一(2006)「戦後補償の理論問題」『講座国際人権法1』信山社、広瀬義男(2007)「戦争損害に対する個人請求権は国際法上存在しないか」『法学研究』83号など。

参考文献

日本語文献

- ・阿部浩己(2013)「日韓請求権協定・仲裁への道：国際法の隘路をたどる」『戦争責任研究』第80号。
- ・阿部浩己(2015)「過去の不正義と国際法：日韓国交正常化50周年に寄せて」『法律時報』第87巻10号。
- ・阿部浩己(2019)「国際法の過去・現在・未来(39) 徴用工問題の法的深層」『時の法令』第2074号。
- ・五十嵐正博(2006)「日本の「戦後補償裁判」と国際法」『国際法外交雑誌』第105巻1号。
- ・金昌祿(2015)「韓国司法における歴史と法：2012年大法院判決を中心に」『法律時報』第87巻10号。
- ・坂元茂樹(2019)「相次ぐ日本企業への賠償命令 国際法の原則守らぬ韓国 ちゃぶ台返しの韓国「徴用工」判決の問題点」『Wedge』2019年1月号。
- ・坂元茂樹(2006)「人権条約の解釈の発展とその陥穽」芹田健太郎ほか編『国際人権法と憲法』信山社。
- ・坂元茂樹(2004)『条約法の理論と実際』東信堂。
- ・申惠丰等編(2005)『戦後補償と国際人道法—個人の請求権をめぐる—』明石書店
- ・申惠丰(2015)「日韓請求権協定の射程：何が「解決」されたのか」『法律時報』第87巻10号。
- ・前田朗(2015)「植民地支配犯罪論の再検討：国際法における議論と民衆の法形成」『法律時報』第87巻10号。
- ・山手治之(2007)「日韓請求権協定2条の解釈について(1)」『京都学園法学』第2・3号。
- ・吉澤文寿(2015)「日韓諸条約における植民地支配認識に対する歴史的考察：基本関係および請求権をめぐる論議を中心に」『法律時報』第87巻10号。

韓国語文献

- ・康炳根(강병근)(2014)「国際法的観点から見た日帝強制徴用判決の主要争点に関する研究(국제법적 관점에서 본 일제강제징용 배상판결의 주요 쟁점에 관한 연구)」『ジャスティス(저스티스)』通巻第143号。

- 康炳根 (강병근) (2015) 「1965 年韓日協定の請求權の範圍に関する研究 (1965 年 한일 협정의 " 청구권 " 의 범위에 관한 연구)」 『國際法學會論叢 (국제법학회논문집)』 第 60 卷第 3 号。
- 金昌祿 (김창록) (2015) 「韓日請求權協定により解決された權利 (한일 청구권협정에 의해 '해결' 된 '권리')」 『法學論考 (법학논고)』 第 49 集。
- 朴培根 (박배근) (2013) 「日帝強制徵用被害者の法的救済に関する國際法的争点と今後の展望 (일제강제징용 피해자의 법적 구제에 관한 국제법적 쟁점과 향후 전망 -2012 年 대법원 판결을 중심으로 -)」 『法學論叢 (법학논총)』 第 30 卷第 3 号。
- 李根寬 (이근관) (2013) 「韓日請求權協定上の強制徵用賠償請求權の処理に対する國際法的検討 (한일 청구권협정상 강제징용배상청구권 처리에 대한 국제법적 검토)」 『ソウル大学校法學 (서울대학교 법학)』 第 54 卷第 3 号。
- 朱晋烈 (주진열) (2018) 「1965 年韓日請求權協定と個人請求權事件の國際法争点に対する考察 (1965 年 한일 청구권협정과 개인 청구권 사건의 국제법 쟁점에 대한 고찰 : 대법원 2018. 10. 30. 선고 2013 다 61381 전원합의체 판결을 중심으로)」 『ソウル國際法研究 (서울국제법연구)』 第 25 卷 2 号。

判例等

- Mavrommatis Palestine Concessions, Judgment No. 2, 1924, P.C.I.J., Series A, No. 2.
- South West Africa (Ethiopia v. South Africa; Liberia v. South Africa), Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 1962.
- Nottebohm Case (Liechtenstein v. Guatemala), Judgment, I.C.J. Reports 1955.
- Barcelona Traction, Light and Power Company, Limited (Belgium v. Spain), Judgment, I.C.J. Reports 1970.
- 宣告 2013 다턄 61381 (대법원 2018. 10. 30. 선고 2013 다 61381 전원합의체 판결 손해배상 (기))
- 宣告 2015 다턄 45420 (대법원 2018. 11. 29. 선고 2015 다 45420 손해배상 (기))
- 宣告 2012 나 4494 (서울고등법원 2013. 7. 10. 선고 2012 나 4494 판결)
- 宣告 2012 나 4497 (부산고등법원 2013. 7. 30. 선고 2012 나 4494 판결)

